

とちぎしきょうせいしゃかいじつげん しやう しやさべつかいしやうすいしんじやうれいしこうき
栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例施行規
則

しゆし
(趣旨)

だい じやう きそく とちぎしきょうせいしゃかいじつげん しやう しやさべつかいしやうすいしん
第1条 この規則は、栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進
じやうれい へいせい ねんどちぎ しじやうれいだい ごう じやうれい しこう かん
条例（平成31年栃木市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関
ひつよう じこう さだ めるものとする。
し必要な事項を定めるものとする。

もうした
(あっせんの申立て)

だい じやう じやうれいだい じやう きてい もうした て もうした て
第2条 条例第18条の規定によるあっせんの申立ては、あっせん申立
しよ べつきようしきだい ごう おこな
書（別記様式第1号）により行うものとする。

かんこく
(勧告)

だい じやう じやうれいだい じやうだい ごう きてい かんこく かんこくしよ べつきようしきだい
第3条 条例第20条第2項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第2
ごう おこな
号）により行うものとする。

こうひよう
(公表)

だい じやう じやうれいだい じやうだい1こう きてい そのたきそく さだ めるじこう かんこく
第4条 条例第21条第1項に規定するその他規則で定める事項は、勧告
う たいしやう じぎやうしや しめいおよ じゆうしよ ほうじん た だんたい
を受けた対象事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、そ
めいしやうおよ だいひようしや しめいなら しゆ じむしよ しよざいち なら こうひよう
の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに公表の
りゆう
理由とする。

2 じやうれいだい じやうだい ごう きてい こうひよう こくじ た てきとう みと
条例第21条第1項の規定による公表は、告示その他の適当と認めら
れりゆう
れる方法により行うものとする。

いいんかい かいぎ
(委員会の会議)

だい じやう とちぎししやう しやさべつかいしやうすいしんいいんかい い か いいんかい
第5条 栃木市障がい者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）
かいぎ いいんちやう しやうしゆう ぎちやう いいん いしよくごさいしよ
の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初
かいぎ しちやう しやうしゆう
の会議は、市長が招集する。

2 委員会いんかいは、委員いんの半数以上はんすういじょうが出席しゅつせきしなければ会議かいぎを開くことができない。

3 会議かいぎの議事ぎじは、出席委員しゅつせき いんの過半数かはんすうをもって決けつし、可否同数かひどうすうのときは、議長ぎの決けつするところによる。

4 委員会いんかいは、必要ひつようがあると認めるときは、委員以外みとの者いん いがいを会議かいぎに出席しゅつせきさせ、その意見いけんを聴きくことができる。

(守秘義務しゅひぎむ)

第6条だい じょう 委員会いんかいの委員いんは、職務上しよくむじょうし知り得た秘密えひみつを他たに漏もらしてはならない。その職しよくを退しりぞいた後あとも同様どうようとする。

(庶務しよむ)

第7条だい じょう 委員会いんかいの庶務しよむは、保健福祉部ほけんふくしぶ障しょうがい福祉課ふくしかにおいて処理しよりする。

(補則ほそく)

第8条だい じょう この規則きそくに定めさだめるもののほか、必要ひつような事項じこうは、別べつに定めさだめる。

附 則ふ そく

この規則きそくは、平成31年4月1日へいせい ねん がつ にちから施行しこうする。ただし、第2条だい じょうから第4

条じょうまで、別記様式第1号及び別記様式第2号べつきようしきだい ごうおよ べつきようしきだい ごうの規定きていは、同年10月1日どうねん がつ にちから施行しこうする。

べつ き ようしきだい ごう だい じょうかんけい
別記様式第1号 (第2条関係)

あつせん もうしたてしよ
あつせん申立書

ねん がつ 日にち
年 月 日

あてさき とちぎしちやう
(宛先) 栃木市長

とちぎ しきやうせいしやかいじつげん しやう しやきべつかいしやうすいしんじやうれいだい じやう
栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例第18条の
きてい つぎ もう た
規定により、次のとおり申し立てます。

もうし たて にん 申立人	し めい 氏 名	いん 印
	じゆう しょ 住 所	
	でんわばんごう 電話番号	
さべつ を 受け た と さ れ る もの 者	もうしたてにんほんにん <small>ばあい</small> <small>きにゆうふやう</small> 申立人本人の場合は記入不要です。	
	し めい 氏 名	
	じゆう しょ 住 所	<input type="checkbox"/> <small>もうしたてにん</small> <small>どうきよ</small> <small>きにゆうふやう</small> 申立人と同居 (記入不要)
さべつ を した と さ れ る 者 もの	もうしたてにん <small>かんけい</small> 申立人との関係	
	じ ぎやう しや し めい 事業者氏名 (法人等にあつ ては名称及び だいひやうしや <small>しめい</small> 代表者の氏名)	
さべつ がいよう 差別の概要	じゆう しょ 住 所	
もと 求めるあつ せんの内容		
たさんこう その他参考 となる事項		

別記様式第2号 (第3条関係)

勧告書

ねん がつ にち
年 月 日

さま
様

とちぎしちょう
栃木市長



とちぎしきょうせいしゃかいじつげん しょう しゃさべつかいしょうすいしんじょうれいだい じょうだい
栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例第20条第

こう きてい つぎ ひつよう そち こう かんこく
2項の規定により、次のとおり必要な措置を講ずるよう勧告します。

<p>かんこく ないよう 勧告の内容</p>	
<p>かんこく りゆう 勧告の理由</p>	

(注) この勧告に従わない場合は、栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例第21条第1項の規定により、事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)、勧告の内容並びに公表の理由を公表することがあります。